

渚マリーナ 利用者募集要項

株式会社 小坪マリーナ

平成22年4月

令和元年10月改定

渚マリーナ利用契約について

渚マリーナは、神奈川県が行う不法係留船対策の一環として、株式会社小坪マリーナーが県有地を借り受け整備・運営している施設です。供用期間は、平成18年6月より20年間となっています。渚マリーナは、対象船舶が限定されているため、神奈川県が利用者の募集を行っています。

1 募集について

(1) 艇の条件

- ・実艇長8m未満（エンジンを含む、最先端から最後端までの実測寸法です）
- ・検査証の船種が「汽船」（プレジャーボート）
- ・自重2t未満かつ当マリーナのクレーンで安全に上下架可能な船舶
- ・当マリーナ前の橋梁を通過できる船舶。最高満潮位時、桁下の高さ204cm。
(但し、うねり、波等の影響で桁下の高さは大きく変わる事があります)
- ・船舶検査、小型船舶登録が有効な船舶
- ・船舶総合保険への加入済みもしくは加入する船舶
- ・営業を目的とした利用はできません

(2) 契約期間及び陸置施設利用料金等

1. 契約期間 平成22年6月1日から平成23年5月31日まで
(以降、令和8年まで1年ごとに更新)
2. 陸置施設利用料金等 (表1を参照)

表1

F e e t	陸置施設利用料金	保証金(非課税)	船台料金	申込金
17(上段)	352,000円	320,000円	484,000円	33,000円
18(上段)	363,000円	330,000円		
19(上段)	374,000円	340,000円		
20(上段)	396,000円	360,000円		
21(上段)	418,000円	380,000円		
21以下(下段)	451,000円	410,000円	522,500円	
22(下段)	473,000円	430,000円		
23(下段)	506,000円	460,000円	550,000円	

艇長(F e e t)は、メーカーカタログ表示の寸法です。

消費税10%

21feet以下でも当マリーナの機材で、ラック上段に置けない艇は下段となります。

中途契約の場合、契約月から5月31日までの月割りとなります。

中途解約の場合、陸置施設利用料金の返金はいたしません。

2 施設について

- (1) 陸置施設収容隻数 最大167隻 (H鋼2段ラック)
- (2) その他付属施設 給油施設、修理工場 (倉庫)、電気施設、水道施設
上下架施設、係留施設
駐車場 (24台)、駐輪場 (30台)
管理棟 (事務室、休憩室、トイレ、シャワー)
- (3) 施設利用料金

表2

上下架施設 (1往復)	4,000円
駐車場 (1台)	1,100円
洗艇施設 (1回)	200円
シャワー施設 (1回)	300円

船舶を利用されない方は、施設 (駐車場、シャワー) 利用は出来ません。

- (4) 休業日 毎週火曜日 (火曜日が祝日の場合は翌日)
年末年始 (毎年決定後お知らせします)
- (5) 施設利用時間 午前9時から午後5時まで
(早朝出艇にも対応しています。詳しくはお問合せ下さい)
- (6) その他 施設利用は、別に定める利用規約等を遵守して下さい。

3 契約の手続き

- (1) 申込み
当マリーナにて契約手続きをしてください。
(事前に 1 募集について (1) 艇の条件 を確認してください)
- (2) 契約締結
書類審査、陸置施設料金、船台料金、保証金及び申込金の入金確認後、契約手続をさせていただきます。

(注意)

田越川河口付近 (富士見橋より下流) は、一年を通していつでも航行可能という訳ではありません。潮の干満による水深の変化で、航行不可能となる場合がございます。その点をご了承していただける方のみ申込をして下さい。

渚マリーナの運営・契約に関するお問合せ先

所在地 渚マリーナ
住 所 〒249-0007 神奈川県逗子市新宿 1丁目 6番地
電 話 046-871-7384
F A X 046-854-4777
営業時間 9:00~17:00
定休日 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）

事業者 株式会社 小坪マリーナー
住 所 〒249-0008 神奈川県逗子市小坪 4丁目 27番地 12号
電 話 0467-23-1516
F A X 0467-23-1515
営業時間 9:00~17:00
定休日 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）